

# 令和3年度 集団指導資料

計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

～ 基準省令の改正、報酬改定の概要 ～

令和4年2月

備前県民局  
玉野市  
備前市  
瀬戸内市  
赤磐市  
和气町  
吉備中央町

# 令和3年度集団指導資料（相談系）

## 目 次

- 1 基準省令の改正について . . . . . 1
- 2 令和3年4月報酬改定の概要について . . . . . 5

## 1 基準省令の改正について

令和3年4月1日から基準省令が改正されました。

計画相談【計】	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」
障害児相談【児】	「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」
地域移行【移】 地域定着【定】	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」

※ 「新設」とあるのは、相談系に新たに設けられたものです。（相談系以外のサービスでは既存のものもあります）

※ 基準省令は計画相談支援のものを示しています。障害児通所支援及び地域相談支援については適宜語句を読み替えてください。

### (1) 虐待防止対策について【新設】

障害者虐待防止の更なる推進のため、以下の内容が義務付けられます。

- ・ 従業者への研修実施（年1回以上）
- ・ 虐待防止委員会の設置（虐待の未然防止、虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討等。少なくとも1年に1回開催）、虐待委員会での検討結果を従業者に周知徹底
- ・ 虐待防止担当者の設置（必置。相談支援専門員を配置）

（令和3年度は努力義務、令和4年度から義務化）

指定特定相談支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

【計・児】省令第2条第7項 【移】省令第2条第4項 【定】省令第39条の4

指定特定相談支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定相談支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定相談支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者(相談支援専門員を配置)を置くこと。

【計・児】基準省令第28条の2 【移】基準省令第36条の2

### (2) 福祉サービス等を提供するものとの連携について【新設】

指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めなければならない。

【計・児】基準省令第2条第8項

### (3) 従たる事業所の設置について【新設】

人材確保の困難性を踏まえ、従たる事業所の設置が認められました。

(概ね30分以内で移動可能な距離、勤務体制の一元管理等の要件あり)

- 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所における主たる事業所(次項において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(次項において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

【計・児】省令第4条の2第1項

- 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ1人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員でなければならない。

【計・児】省令第4条の2第2項

### (4) サービス担当者会議の開催方法について【一部改正】

感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等による会議が可能となりました。

相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえて……(略) ……サービス担当者会議(相談支援専門員がサービス等利用計画の作成のために当該変更を行ったサービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(第22条第3項第1号及び第28条の2第1号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。以下同じ。)の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。

【計】省令第15条第2項第11号 【児】省令第15条第2項第10号

【移】省令第20条第5項

## (5) ハラスメント対策について【新設】

職場環境、労働環境を整える観点から、適切な就業環境維持（ハラスメント対策）が義務付けられます。

- ※ ハラスメントには上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれる。（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント）

指定特定相談支援事業者は、適切な指定計画相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

【計・児】省令第20条第4項 【移】省令第28条第5項

## (6) 業務継続に向けた取組について【新設】

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築できるよう、以下の内容が義務付けられました。

- ・ 業務継続計画の策定
- ・ 従業者に業務継続計画を周知，研修（年1回以上）及び訓練（年1回以上）の実施
- ・ 定期的な業務継続計画の見直し

（令和6年3月31日までの経過措置あり）

- ※ 記載内容は「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照。

- ・ 指定特定相談支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

【計・児】省令第20条の2第1項 【移】省令第28条の2第1項

- ・ 指定相談支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。

【計・児】省令第20条の2第2項 【移】省令第28条の2第2項

- ・ 指定相談支援事業者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

【計・児】省令第20条の2第3項 【移】省令第28条の2第3項

## (7) 感染症対策について【新設】

感染症の発生及びまん延の予防等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の内容が義務付けられました。

- ・ 委員会の開催（おおむね6月に1回）  
委員会での検討結果を従業者に周知徹底
- ・ 感染症予防及びまん延防止のための指針の整備
- ・ 従業者に対する研修（年1回以上）及び訓練（年1回以上）の実施  
（令和6年3月31日までの経過措置あり）

指定特定相談支援事業者は、当該指定相談支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定相談支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

【計・児】省令第22条第3項 【移】省令第30条第3項

#### **（8）重要事項の備え置きを可能とする取扱いについて【新設】**

指定特定相談支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定特定相談支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

※ ファイルに入れる等、閲覧可能な状態でも可。

【計・児】省令第23条の第2項 【移】省令第31条第2項

## 2 令和3年4月報酬改定の概要【計画相談・障害児相談・地域移行・地域定着】

### 〔計画相談・障害児相談〕

#### (1) 基本報酬の見直し・特定事業所加算の廃止

基本報酬の単位数を引き上げ、従来の特定事業所加算を廃止し、基本報酬へ組み込む。

#### ・単位数

改正後	改正前
<p>・計画相談支援費</p> <p>イ サービス利用支援費</p> <p>(1)機能強化型(Ⅰ) 1,864 単位</p> <p>(2)機能強化型(Ⅱ) 1,764 単位</p> <p>(3)機能強化型(Ⅲ) 1,672 単位</p> <p>(4)機能強化型(Ⅳ) 1,622 単位</p> <p>(5)サービス利用支援費(Ⅰ) 1,522 単位</p> <p>(6)サービス利用支援費(Ⅱ) 732 単位</p> <p>ロ 継続サービス利用支援費</p> <p>(1)機能強化型(Ⅰ) 1,613 単位</p> <p>(2)機能強化型(Ⅱ) 1,513 単位</p> <p>(3)機能強化型(Ⅲ) 1,410 単位</p> <p>(4)機能強化型(Ⅳ) 1,360 単位</p> <p>(5)継続サービス利用支援費(Ⅰ) 1,260 単位</p> <p>(6)継続サービス利用支援費(Ⅱ) 606 単位</p>	<p>・計画相談支援費</p> <p>イ サービス利用支援費</p> <p>(1)サービス利用支援費(Ⅰ) 1,462 単位</p> <p>(2)サービス利用支援費(Ⅱ) 731 単位</p> <p>ロ 継続サービス利用支援費</p> <p>(1)継続サービス利用支援費(Ⅰ) 1,211 単位</p> <p>(2)継続サービス利用支援費(Ⅱ) 605 単位</p>
<p>・障害児相談支援費</p> <p>イ 障害児支援利用援助費</p> <p>(1)機能強化型(Ⅰ) 2,027 単位</p> <p>(2)機能強化型(Ⅱ) 1,927 単位</p> <p>(3)機能強化型(Ⅲ) 1,842 単位</p> <p>(4)機能強化型(Ⅳ) 1,792 単位</p> <p>(5)障害児支援利用援助費(Ⅰ) 1,692 単位</p> <p>(6)障害児支援利用援助費(Ⅱ) 815 単位</p>	<p>・障害児相談支援費</p> <p>イ 障害児相談支援費</p> <p>(1)障害児支援利用援助費(Ⅰ) 1,625 単位</p> <p>(2)障害児支援利用援助費(Ⅱ) 814 単位</p>

ロ 継続障害児支援利用援助費 (1)機能強化型(Ⅰ) 1,724 単位 (2)機能強化型(Ⅱ) 1,624 単位 (3)機能強化型(Ⅲ) 1,527 単位 (4)機能強化型(Ⅳ) 1,476 単位 (5)継続障害児支援利用援助費(Ⅰ) 1,376 単位 (6)継続障害児支援利用援助費(Ⅱ) 662 単位	ロ 継続障害児支援利用援助費  (1)継続障害児支援利用援助費(Ⅰ) 1,322 単位 (2)継続障害児支援利用援助費(Ⅱ) 661 単位
--	--

・算定要件

機能強化型(Ⅰ)	特定事業所加算(Ⅱ)の要件を満たす ※ 常勤専従の相談支援専門員1名配置を必須とした上で、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所で人員配置要件が満たされていることや24時間の連絡体制が確保されていることをもって算定要件を満たすことを可能にする。(以下、機能強化型(Ⅱ)及び(Ⅲ)について同じ。)
機能強化型(Ⅱ)	特定事業所加算(Ⅲ)の要件を満たす
機能強化型(Ⅲ)	特定事業所加算(Ⅳ)の要件を満たす
機能強化型(Ⅳ)	専従の相談支援専門員を2名以上配置し、内1名以上が常勤専従かつ相談支援従事者現任研修を修了している 特定事業所加算(Ⅰ)のロ、ホ、へ、ト(下記参照)の要件を満たすこと。 特定事業所加算(Ⅱ)のハ(下記参照)の要件を満たすこと。

(参考) 従来の特定事業所加算の算定要件

特定事業所加算(Ⅰ)	イ	常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、内1名以上が主任相談支援専門員
	ロ	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催している
	ハ	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している
	ニ	新規に採用した全ての相談支援専門員に対し主任相談支援専門員の同行による研修を実施している



	ホ	基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、計画相談支援等を提供している
	ヘ	基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している
	ト	サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供する件数(指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の利用者を含む。)が1月間において相談支援専門員1人当たり40件未満
特定事業所加算(Ⅱ)	イ	常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、内1名以上が相談支援従事者現任研修を修了している
	ロ	特定事業所加算(Ⅰ)のロ、ハ、ホ、ヘ、トの要件を満たす
	ハ	新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している
特定事業所加算(Ⅲ)	イ	常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、内1名以上が相談支援従事者現任研修を修了している
	ロ	特定事業所加算(Ⅰ)のロ、ハ、ホ、ヘ、トの要件を満たすこと。
	ハ	特定事業所加算(Ⅱ)のハの要件を満たすこと。
特定事業所加算(Ⅳ)	イ	常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、内1名以上が相談支援従事者現任研修を修了している
	ロ	特定事業所加算(Ⅰ)のロ、ホ、ヘ、トの要件を満たす
	ハ	特定事業所加算(Ⅱ)のハの要件を満たす

## (2) 主任相談支援専門員配置加算(新設) 100 単位/月

常勤専従の主任相談支援専門員を1人以上配置し、当該主任相談支援専門員が、事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に、1月につき加算する。

⇒次の①～④のいずれの要件も満たす体制の整備が必要

- ① 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催
- ② 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施
- ③ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が指導、助言の実施
- ④ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への主任相談支援専門員の参加

⇒主任相談支援専門員の配置を市町村へ届け出ること、体制の整備を事業所に掲示し公表することが必要

**(3) 初回加算の拡充** 300 単位／月【計画相談】

500 単位／月【障害児相談】※いずれも単位数に変更なし

従来の要件に加えて、指定計画相談支援に係る契約をした日からサービス等利用計画案を交付した日までの期間が3ヶ月を超える場合であって、3ヶ月が経過する日以後に月2回以上、利用者の居宅等に訪問し面接を行った場合について、初回加算を算定する。

⇒この要件を満たす場合、その月分の初回加算に相当する額を加えた額の初回加算を最大3回算定するものとし、合計で1月（サービス利用支援費の算定月）に4回を限度として加算する。

※ 初回加算の算定月から、前6月間において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合は、初回加算を算定できない。

**(4) 集中支援加算（新設）** 300 単位／月

サービス利用中であって、計画決定月及びモニタリング対象月以外の月に次の①～③のいずれかの要件を満たす支援を行った場合に算定する。

① 障害福祉サービスの利用に関して、利用者等の求めに応じ、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）を訪問し、利用者及び家族との面接を月に2回以上実施した場合

② 利用者本人及び障害福祉サービス事業者等が参加するサービス担当者会議を開催した場合

③ 障害福祉サービスの利用に関連して、病院、企業、保育所、特別支援学校又は地方自治体等からの求めに応じ、当該機関の主催する会議へ参加した場合

※ ③の会議について、居宅介護支援事業所等連携加算を算定する場合は算定不可

※ サービス利用支援、継続サービス利用支援、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している場合は算定不可

※ 緊急的、臨時的な取扱いであり、頻回に算定が必要となる利用者については、モニタリング頻度を改めて検証する必要があることに留意

**(5) 居宅介護支援事業所等連携加算の見直し【計画相談】**

**保育・教育等移行支援加算（新設）【障害児相談】**

サービス終了前後に、以下の要件に基づく他機関へのつなぎの支援を行った場合に評価するため、居宅介護支援事業所等連携加算を見直すとともに、障害児相談支援に保育・教育等移行支援加算を新設。

・単位数

改正後	改正前
(計画相談) 居宅介護支援事業所等連携加算	(計画相談) 居宅介護支援事業所等連携加算

300 単位／月 (①、②) 100 単位／月 (③) (障害児相談) 保育・教育等移行支援加算 300 単位／月 (①、②) 100 単位／月 (③)	100 単位／月 (障害児相談) なし
---	---------------------------

・算定要件

介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者、又は、就学、進学、就職等に伴い障害福祉サービスの利用を終了する者であって保育所、特別支援学校、企業又は障害者就業・生活支援センター等との引継に一定期間を要するものに対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算する。

- ① 当該月に2回以上、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合
- ② 他機関の主催する利用者の支援内容の検討に関する会議に参加した場合
- ③ 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等に関する情報提供を文書により実施した場合（この目的のために作成した文書に限る。）

※ 指定サービス利用支援、指定継続サービス利用支援、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している月は、算定不可

**(6) ピアサポート体制加算（新設）** 100 単位／月

ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、次の要件を満たす事業所において算定する。

・算定要件

- ① 地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置していること（併設する事業所（計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援に限る。）の職員を兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が0.5人以上の場合も算定可）。

ア 障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者

自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援は都道府県、指定都市又は中核市、計画相談支援及び障害児相談支援は市町村。

イ 管理者又はアの者と協働して支援を行う者

なお、令和6年3月31日までの間は、経過措置として、都道府県又は市町村が上記研修に準ずると認める研修を修了したアの者を常勤換算方法で0.5人以上配置する場合についても本要件を満たすものとする。（イの者の配置がない場合も算定可。）

- ② ①の者により、事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。
- ③ ①の者を配置していることを公表していること。

**〔地域移行支援・地域定着支援〕**

**（1）地域移行支援サービス費の見直し【地域移行】**

平成30年度報酬改定では、前年度に1人以上の地域移行があった事業所に対する報酬（地域移行支援サービス費（Ⅰ））を新たに設定したが、地域移行支援の取組を更に推進し、地域移行に向けたインセンティブを高めるため、前年度に3人以上の地域移行実績を有する事業所を更に評価する。

改正後		改正前	
イ	地域移行支援サービス費（Ⅰ） 3,504 単位／月		
ロ	地域移行支援サービス費（Ⅱ） 3,062 単位／月	イ	地域移行支援サービス費（Ⅰ） 3,059 単位／月
ハ	地域移行支援サービス費（Ⅲ） 2,349 単位／月	ロ	地域移行支援サービス費（Ⅱ） 2,347 単位／月

・見直し後の地域移行支援サービス費（Ⅰ）を算定する事業所の要件

- ① 前年度に3人以上の地域移行の実績を有すること。
- ② 次の要件のうちいずれかを満たすこと。
  - ・ 従業者のうち1人以上は社会福祉士又は精神保健福祉士であること。
  - ・ 従業者である相談支援専門員のうち1人以上は、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者であること。
- ③ 1以上の障害者支援施設又は精神科病院等（地域移行支援の対象施設）と緊密な連携が確保されていること。

**（2）地域生活支援拠点等に係る加算 50 単位【地域定着】**

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた事業所について、地域生活支援拠点等として緊急対応の役割を担うことを評価する加算を創設。（緊急時の対応を行った場合に、緊急時支援費（Ⅰ）にさらに50単位を加算）

**（3）退院・退所月加算の拡充【地域移行】**

退院・退所月加算を算定する者が精神科病院に入院後3月以上1年未満の期間内に退院した者である場合に、退院・退所月加算に加えて更に500単位／月加算する。

**（4）日常生活支援情報提供加算（新設） 100 単位／回【地域移行、地域定着】**

精神保健医療と福祉の情報連携の更なる推進を図る観点から、あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を精神科病院

等に対して情報提供することを評価する加算を創設する。

**(5) 居住支援連携体制加算（新設）** 35 単位／月（体制加算）

【地域移行、地域定着】

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 40 条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「居住支援法人」という。）又は同法第 51 条に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）との連携体制を構築し、月に 1 回以上、情報連携を図る場を設け、情報共有することを評価する加算を創設する。

**(6) 地域居住支援体制強化推進加算（新設）** 500 単位／回

【地域移行、地域定着】

居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、障害者総合支援法に基づく協議会や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告することを評価する加算を創設する。（月 1 回を限度）

**(7) ピアサポート体制加算（新設）** 100 単位／月

計画相談・障害児相談の（6）を参照